
資料5-3 農林水産省資料

令和6年7月23日
熱中症対策推進会議

熱中症対策実行計画に基づく令和6年度の施策（農林水産省）

1. 適時・的確な情報提供

- ① 消防庁が公表する熱中症による救急搬送人員調査のうち、仕事場②（田畑等）における緊急搬送者数の動向を農林水産省ホームページで毎週公表。
- ② 熱中症患者が急増する梅雨明け後の急激な気温上昇に備え、農業団体など関係機関に対して農業者への注意喚起を行うよう通知を发出。（7月10日付け）
- ③ 全国展開するホームセンターと連携し、熱中症対策グッズ売場でのポスター掲示とデジタルサイネージによる注意喚起を実施。

2. 研修等を通じた理解増進

- ① 本年度より、5～7月の3か月間を「熱中症対策研修強化実施期間」に設定し、当省が作成した研修テキストを使用した熱中症対策の研修を地域の関係機関において集中的に実施。
- ② 農林水産省の研修所において、都道府県や関係団体等の指導者を対象としたオンライン研修を実施。
- ③ 熱中症の注意喚起ステッカー（約24万枚）を配布。

3. 指導体制づくり

- ① 熱中症特別警戒情報発表時に現場関係者が迅速に活動を行えるよう「熱中症特別警戒情報発表時の農業現場への注意喚起等の手引き」を作成し、地方自治体等における事前準備を促す通知を发出。（6月21日付け）
- ② 各種の熱中症対策グッズを活用した熱中症予防効果の検証を行う関係団体の取組を支援。